

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和4年12月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ 浄化槽行政に関する行政評価・監視

そのまま放置すれば生活環境の保全や公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある単独処理浄化槽への措置を確実にし、水質保全や悪臭等の防止を図る観点から、国や地方公共団体等における単独処理浄化槽に対する取組の実態や課題等を調査

(連絡先)

<浄化槽行政に関する行政評価・監視>

総務省行政評価局評価監視官(連携調査、環境等担当)

担当: 田中

電話: 03-5253-5486(直通)

<調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担当: 中澤

電話: 03-5253-5407(直通)

E-mail: <https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○浄化槽行政に関する行政評価・監視

○ 地方公共団体における浄化槽に対する取組の実態や課題等を把握し、生活環境の保全等に重大な支障が生ずるおそれのある浄化槽への措置を確実にを行うことで、水質保全や悪臭等の防止の実現を促進する。

- 浄化槽は、郊外地域や山間部を中心に重要な役割を果たす一方、生活雑排水を公共用水域等に直接放流する単独処理浄化槽（単独槽）が、浄化槽全体の約半数（364万基／752万基（令和2年度末））を占め、水質汚濁や悪臭発生の原因とされている。
- 国は、生活雑排水を処理する合併処理浄化槽への転換等をより一層進めるため、令和元年に浄化槽法を改正。都道府県等による、①生活環境の保全等に特に重大な支障のおそれのある単独槽を特定既存単独槽と判定し、その除却を求めるための助言・指導、②浄化槽台帳の作成、③浄化槽の管理等に関する関係者間での協議会（法定協議会）の設置等を新たに規定した。環境省は、法改正を踏まえ、特定既存単独槽に対する措置に関する指針や浄化槽台帳の整備導入マニュアルのほか、浄化槽整備の取組事例集などを作成、提示している。
- しかし、老朽化が進み、不適正な単独槽が年々増加※¹しているものの、都道府県等では、上記の制度が十分に活用されず、特定既存単独槽に対する措置が進んでいない※²。

※1 破損又は変形、漏水状態：5,102件（平成26年度）⇒6,856件（令和2年度）と3割増
※2 特定既存単独槽に対する措置は1県のみ（令和2年度）

主要調査事項

- 特定既存単独槽に対する措置
 - ・ 不適正な単独槽の把握と措置状況
 - ・ 浄化槽台帳未掲載等の単独槽の把握と措置状況
 - ・ 国による取組・支援の状況
- 浄化槽台帳の活用
- 法定協議会の設置と活用

主要調査対象

調査対象機関

環境省、農林水産省、国土交通省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

令和4年12月～5年11月（予定）